

□教職免許状関係

Q 1 : 教員免許状とは何ですか

A : 学校教員の職に就くために必要な資格のことです。小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校, 幼稚園の教員, 養護教諭, 栄養教諭になるには, 学校種ごとの教員免許状が必要となります。
(中学校・高等学校は教科ごとの免許状になります。)
また, 教員免許状は都道府県教育委員会から授与されます。

Q 2 : 教員免許状にはどのような種類があるのですか

A : 普通免許状, 特別免許状, 臨時免許状があります。
普通免許状とは, 小学校, 中学校, 高等学校, 特別支援学校, 幼稚園, 養護教諭, 栄養教諭の免許状で, 専修免許状, 一種免許状, 二種免許状に区分されます。大学等で取得できる免許状は, この普通免許状です。
これに対して, 特別免許状とは, 都道府県ごとに行う教育職員検定に合格した者に授与される免許状であり, 臨時免許状とは, 普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って実施される都道府県の教育委員会の教育職員検定に合格すると授与される免許状です。

Q 3 : 専修免許状, 一種免許状, 二種免許状とは何ですか

A : 専修免許状とは, 修士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり, 大学院で取得できる免許状のことです。
一種免許状とは, 学士の学位を有することを基礎資格とした免許状であり, 本学の学群卒業で取得できる免許状のことです。
二種免許状とは, 短期大学士の学位を有することを基礎資格とした免許状のことです。

Q 4 : 小学校の免許状を取得したいのですが, どのようにすれば良いのですか

A : 本学では, 平成 24 年度から人間学群教育学類に小学校の免許状を得させるための課程を設置いたしました。少人数での教育を行うこととしておりますので, 希望者全員が履修できるとは限りません。
他の方法としては, 文部科学省が実施する小学校教員資格認定試験に合格し, 都道府県教育委員会に申請することにより小学校教諭の二種免許状が授与されます。詳しくは文部科学省のHPを参照してください。

Q 5 : 養護学校の先生とは養護教諭 (俗に言う保健室の先生) のことですか

A : いいえ。養護学校教諭と養護教諭は別です。養護学校は平成 19 年度から特別支援学校となりましたので, 特別支援学校の教諭になるには特別支援学校の免許状が必要ですし, 養護教諭になるには養護教諭の免許状が必要です。
なお, 特別支援学校の免許状を取得するには, 基礎資格として小学校, 中学校, 高等学校又は幼稚園の普通免許状が必要となります。

Q 6 : 教員になるにはどうすれば良いのですか

A : 教員免許状を取得した上で, 都道府県や各私立学校が行う採用試験を受ける必要があります。
採用試験の詳細については, スチューデントプラザ 2 F 就職課事務室にお尋ねください。

Q 7 : 自分の所属する学群・学群で取得できる免許教科以外の免許教科は取得できますか

A : できます。他の学群・学類で取得できる免許教科についても, 必要単位数を修得すれば取得することができます。

Q 8 : 高等学校の免許状のみを取得希望ですが, 中学校の免許状も取得した方が良いのですか

A : できるだけ取得した方が良いでしょう。中高一貫校も増えていきますし, 中高両方の免許状を取得していることが採用試験の前提になっている場合もあります。

Q9：卒業までに教員免許状を取得できなかった場合、卒業後に取得することはできますか

A：できます。卒業後、科目等履修生になって不足単位を修得すれば取得できます。

ただし、免許法が改正になった場合、新課程が適用になりますので、読み替え等が出来なくなることがありますので、注意してください。

なお、免許状を取得するための手続き（教育委員会への申請）は、個人で行うことになります。

また、本学大学院に進学した場合も不足単位を修得するには、本学の科目等履修生として履修しなければなりません。

Q10：教員免許状はどのような手続きで取得できるのですか

A：教員免許状は、申請者が都道府県の教育委員会に申請し授与されるものですが、4年次の在學生に限り、本学が申請者に代わって関係書類を茨城県教育委員会に申請する一括申請を行います。一括申請に関係書類を提出し、所要資格を満たした者は、卒業式当日に免許状が交付されます。この一括申請は、毎年11月頃に行いますので、掲示に注意してください。

Q11：卒業の時に授与される教員免許状は、茨城県でしか使えないのですか

A：いいえ。普通免許状は、すべての都道府県で有効です。

□履修関係

Q12：1年生の時に履修しておく科目は何ですか

A：各科目の標準履修年次に従い履修を進めてください。（教職フローチャート参照）

Q13：1年間の履修科目の登録が45単位を超えてしまったらどうするのですか

A：1年間の履修科目の登録上限の単位数は45単位ですが、上限を超えて履修が認められる場合があります。取扱いは学群・学類によって異なるので、履修要覧に掲載されている学群履修細則で確認してください。あるいは所属支援室に問い合わせてください。

Q14：履修申請をするときの科目区分がよくわからないのですが

A：履修申請は、卒業要件に必要な授業科目を申請することであり、教員免許取得のための授業科目についても、各学群・学類の履修細則に基づいて該当する科目区分コードで登録してください。なお、教職に関する科目（科目番号が「9」始まる科目）については、対応する科目区分コードは「4P」ですが、学群・学類によっては、科目区分が異なる場合もありますので、履修要覧に掲載されている学群履修細則で確認し、該当する科目区分コードで登録してください。

Q15：教員免許状の取得に必要な単位は、卒業単位として使えますか

A：卒業要件単位としての併用は、学群・学類によって異なりますので、履修細則で確認してください。

Q16：他の教科の指導法に関する科目は、「教科に関する科目」・「教科に関する専門的事項」や「教科又は教職に関する科目」・「大学が独自に設定する科目」に含まれるのですか

A：いいえ。各教科の指導法に関する科目は、当該教科にのみ数えることができます。従って、他の教科の「教科に関する科目」・「教科に関する専門的事項」や「教科又は教職に関する科目」「大学が独自に設定する科目」として数えることはできません。

ただし、社会、地理歴史、公民においては、当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会、地理歴史、公民に限る）の単位は、当該教科の「教科又は教職に関する科目」・「大学が独自に設定する科目」として数えることができます。

また、教科によっては、学校種（中学・高等学校等）ごとに指定が異なる科目がありますが、必要単位数として指定されていない科目については、当該教科・学校種の「教科又は教職に関する科目」・「大学が独自に設定する科目」として数えることができます。

**Q17：中学校と高等学校の国語の免許状取得を希望していますが、「教科に関する科目」・「教科に関する専門的事項」は、中学校と高等学校それぞれ20単位を取得しなければならないのですか
また、中学校社会と高校公民の免許状取得も希望するのですが、同様ですか**

A：いいえ。区分欄の各科目は中学校と高等学校の両方で使えます。ただし、書道（書写と中心とする）の開設授業科目「芸術（書A、B、C）」は中学校のみです。
また、中学校社会と高校公民については、区分欄の各科目のうち、例えば、法律学、社会学など、区分が共通（の分野）のものは、中学校社会、高校公民の両方で使えます（ただし、それぞれの表に記載されている科目に限ります）。一方、日本史及び外国史、地理学（地誌を含む）などの科目は、高校地理歴史には使えますが、高校公民では使えません。

Q18：教育実習に行くにはどうしたら良いのですか

A：3年次生の時に所定の手続きを行いますので、Web 掲示板の掲示に注意してください。教職に関する掲示は『資格取得』の区分に掲載します。
全体のスケジュールについては、教職フローチャートを参照してください。
また、教育実習に参加するには、次の要件を満たした者に限ります。
(1) 卒業後に教職に就くことを強く志望する者
(2) 前年度（3年次の10月）に「教育実習参加申込書」を提出した者
(3) 原則として、教育実習の参加年度に本学学群の4年次生として在籍している者
(4) 原則として、教育実習、教職実践演習を除く他の教職科目のすべての単位を前年度（3年次）までに修得済みの者（※自身の入学年度の履修要覧を確認してください。）
(5) 「教科に関する科目」・「教科に関する専門的事項」の単位を十分に修得している者

Q19：教育実習校はどのように決まるのですか

A：本学の教育実習は、原則として本学附属学校又は本学が指定した近隣の実習協力校で行うことになっており、希望者は、例年、10月に実施する予備選考会に出席し、実習校を選ぶこととなりますが、その後、全学学群教職課程委員会が参加要件等を満たしているかどうか点検を行い、実習校の配当を決定します。
配当については希望を考慮しますが、必ずしも希望どおりにならない場合があることを承知しておいてください。
また、特別な理由により、出身校（本学附属学校及び実習協力校を除く）での実習を希望する者については、所定の手続き及び選考を行い、承認された場合は、「特例」として出身校での教育実習の参加が認められます。
出身校での実習に関する手続き等については、5月頃掲示でお知らせします。

Q20：中学校と高等学校の免許状を取得希望ですが、教育実習は両方に行かなければならないのですか

A：いいえ。どちらか1校で構いません。

Q21：高等学校の免許状のみを取得希望ですが、教育実習は中学校に行っても良いのですか

A：構いません。ただし、教職に関する科目については、中学校の必要単位数を取得していることが必要です。

Q22：教育実習期間中の授業はどうなるのですか

A：教育実習期間中は、授業を欠席しなければなりませんので、事前に授業担当教員に事情を申し出るとともに支援室学群教務に備えてある「欠席届」を作成し、授業担当教員に提出してください。

Q23：教育実習にはいくらぐらいかかるのですか

A：本学附属学校や実習協力校の場合は、実習校までの交通費や諸経費のみですが、出身校での実習の場合は、交通費や諸経費の他、教材費や参加費（委託費）が必要な場合があります。教材費や参加費（委託費）については、実習校にお尋ねください。

Q24：教育実習に参加したうえで、教職実践演習を受講したのですが、教育実習の単位を落としてしまいました。その場合、教職実践演習の単位は認められますか。

A：教職実践演習は、教育（養護）実習の実施時期との関係もあり、教育（養護）実習（3週間）に参加した者であれば受講はできますが、当然、単位を修得できることを前提に受講を許可しています。教職実践演習は、教育（養護）実習を修めたうえでの教職科目全般の総まとめ的な内容の科目でもありますので、教育（養護）実習の単位を落としてしまった場合には、教職実践演習の単位も認められないことになります。くれぐれも落とさないように努力してください。

Q25：介護等体験とは何ですか

A：小学校・中学校の教員免許状取得に必要な特別支援学校及び社会福祉施設等における体験活動のことです。小・中の教員免許を取得する場合は、必ず行わなければなりません。高等学校の免許を取得する場合、又は養護教諭の免許を取得する場合は必要ありません。詳細は履修要覧、介護等体験実施要項を参照してください。

Q26：介護等体験に参加するにはどうしたらよいのですか

A：介護等体験の事前指導である教職科目「介護等体験の意義」を履修することが必要です。同科目を履修後、所定の手続きを行うことにより参加できます。介護等体験は、本学附属特別支援学校2日間、茨城県内の社会福祉施設5日間の合計7日間の体験が必要であり、参加申込みについては、介護等体験実施要項及び掲示で確認してください。なお、卒業時に教員免許状を取得できるよう、余裕を持って2・3年次生のうちに参加してください。

Q27：介護等体験にはいくらぐらいかかるのですか

A：本学附属特別支援学校（2日間）の参加費は不要ですが、茨城県内の社会福祉施設（5日間）は参加費用として8,000円が必要です。また、別途交通費、細菌検査の実施費等の諸経費が必要です。

Q28：免許法が改正になったと聞きましたが、具体的には何が変わったのですか

A：平成31（2019）年4月1日の免許法及び施行規則の改正により、新たに「総合的な学習の時間の指導法」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に係る授業科目の履修が義務付けられました。また、中学校の免許を取得する場合、旧課程では教科の指導法を6単位修得することとなっていたましたが、新課程では8単位の修得が必要になります。なお、旧課程の「教科に関する科目」は「教科に関する専門的事項」に、「教科又は教職に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に、それぞれ名称が変わりました。

□その他

Q29：教職に関して質問がある場合はどこに聞けばよいのですか

A：授業に関しては各授業担当教員に、履修方法等については所属支援室の学群教務担当にお尋ねください。

また、教職を目指している方や教職を進路の選択肢として考えている方のために、学校長経験者のアドバイザーによる「教職に関する相談窓口」を開設しています。

教職に関して不安に思っていること、是非聞いてみたいこと、悩みごと等がありましたら気軽に相談してください。複数での相談も可能です。

たとえば、「自分は教師に向いているか」

「教師を目指すにはどんな勉強をしたら良いか」、

「どうしたら良い先生になれるか」

「教員採用試験の準備や対策」

「教師になって良かったことや教師のやりがい」

「学校の実情を聞きたい」 など

教職に関する相談窓口の詳細は、Web 掲示板や※教職ホームページを参照ください。

※教職ホームページ <http://www.tsukuba.ac.jp/education/tt-programs/index.html>

Q30 : 教員免許更新制って何ですか

A : 平成 21 年 4 月から、教員免許状に 10 年間の有効期間が定められ、大学などで開講される免許状更新講習（30 時間以上）を受講し、修了しなければ、免許状が更新されない制度です。詳しくは文部科学省のHPを参照してください。